

西九州大学及び佐賀県教育委員会における連携・協力協定書

西九州大学（以下「甲」という。）、及び佐賀県教育委員会（以下「乙」という。）は、相互に連携し、協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この連携・協力協定書は、甲、及び乙が相互に連携・協力することにより、教員の養成及び資質・能力の向上、学校教育上の諸課題への対応及び生涯学習の推進を図り、もって佐賀県の教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、及び乙が連携・協力する事項は、次のとおりとする。

- (1) 教員の養成に関する事項
- (2) 教員の研修に関する事項
- (3) 学校教育上の諸課題への対応に関する事項
- (4) 研究開発・共同研究に関する事項
- (5) その他甲、及び乙が必要と認める事項

（連携・協力協議会）

第3条 甲、及び乙は、第1条に規定する連携・協力を円滑に推進するため、西九州大学及び佐賀県教育委員会との連携・協力協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会に関し必要な事項は、別に定める。

（有効期間）

第4条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から効力を発するものとし、甲、及び乙のいずれからも改廃の申入れがない限り、存続するものとする。

（補則）

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携・協力の在り方等については、甲、及び乙が協議して定めるものとする。

2 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲、及び乙が協議してその解決を図るものとする。

この協定の締結の証に協定書を2通作成し、甲、及び乙が署名の上、それぞれ1通を所持するものとする。

令和3年10月25日

(甲) 佐賀市神園三丁目18番15号
西九州大学

学長

久木野 寛司

(乙) 佐賀市城内1丁目1番59号
佐賀県教育庁教育委員会

教育長

落合 裕二